髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一
 丁
 目
 2
 2
 0

 等
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

	H M	
条	: 例	ページ
	◎高知県行政不服審査会条例	5
	◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税は	_
	関する条例	5
	◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための)
	番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用す	É
	びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例	7
	◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する	5
	条例	9
	◎高知県職員倫理条例の一部を改正する条例	9
	◎高知県税条例の一部を改正する条例	9
	◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正す	٢
	る条例	10
	◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を	<u> </u>
	改正する条例	11
	◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正す	-
	る条例	11
	◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正す	-
	る条例	13
	◎高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定	Ē
	める条例の一部を改正する条例	13
	◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及	-
	び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基	
	準等を定める条例の一部を改正する条例	13
	◎高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における権	•
	築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例	13
	◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改立	
	する条例	14
	◎高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する	
	法律施行条例の一部を改正する条例	14
	◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	15
	◎高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関す	
	る法律施行条例を廃止する条例	17

公布された条例のあらまし

◆高知県行政不服審査会条例(高知県条例第67号)

1 条例制定の目的

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の全部改正により不服申立ての手続が見直され、新たに第三者機関として行政不服審査会が設置されることとなることに伴い、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関として高知県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、同条第4項の規定により審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 審査会は、委員5人以内で組織すること。(第2条)
- (2) 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、 法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱すること。(第 3条第1項)
- (3) 委員の任期は、3年とし、再任されることができ、任期が満了したときは、当該 委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとすること。(第3条 第2項から第4項まで)
- (4) 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員 に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員 を罷免することができること。(第3条第5項)
- (5) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと及び在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと。 (第3条第6項及び第7項)
- (6) 審査会に会長を置き、委員の互選によって定めること。(第4条)
- (7) 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができること。 (第5条第1項)
- (8) 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱し、その者の委嘱に係る 当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとすること。(第5 条第2項及び第3項)
- (9) 審査会の会議は、会長が招集し、その議長になることとし、会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができないこと並びに会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。(第6条第1項から第4項まで)
- (10) 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができないこと。(第6条第5項)
- (11) 審査会は、必要があると認める場合は、調査審議の手続の併合又は分離をすることができ、そのときは、審査関係人にその旨を通知しなければならないこと。(第7条)
- (12) 審査会の庶務は、高知県総務部において処理すること。(第8条)
- (13) その他審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めること。(第9条)
- (14) 職務上知ることのできた秘密を漏らした委員に対し、罰則を課すること。(第10条)
- 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

漸

◆高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(高知県条例第68号)

1 条例制定の目的

地域再生法(平成17年法律第24号)が一部改正され、併せて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)が施行されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設し、事業の用に供した認定事業者に対して課する事業税及び不動産取得税について不均一課税をすることとし、当該不均一課税措置に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 不均一課税の税目及び要件(第3条)

認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設した認定事業者であって、次に該当するものについては、当該特定業務施設用設備に係る事業に対する事業税並びに当該特定業務施設用設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対する不動産取得税を不均一に課税すること。

ア 認定地域再生計画が公示された日から平成30年3月31日までの間に地方活力向 上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受 けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設用設備を 新設し、又は増設して、事業の用に供した者

- イ 当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備の取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上であった者
- (2) 不均一課税の税率(第4条)

事業税及び不動産取得税の不均一課税の税率は、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に掲げる税率とすること。

ア 事業税 特定業務施設用設備を事業の用に供した日(以下「事業開始の日」という。)の属する年(以下「初年」という。)以降3箇年又は当該事業開始の日の属する事業年度(以下「初年度」という。)以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち当該特定業務施設用設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率にあっては、高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号。以下「県税条例」という。)第58条若しくは第65条の5又は付則第13条若しくは第13条の2の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に(ア)から(ウ)までに掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる率を乗じて得た率

- (ア) 初年又は初年度 2分の1
- (イ) 初年の翌年又は初年度の翌年度 4分の3
- (ウ) 初年の翌翌年又は初年度の翌翌年度 8分の7
- イ 不動産取得税 特定業務施設用設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率にあっては、県税条例第76条又は付則第18条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率
- (3) 特定業務施設用設備に係る所得金額等の計算方法
- ア 特定業務施設用設備に係るものとして計算した額は、次に掲げる区分ごとにそれ ぞれ次に定める算式によって計算した額の合算額とすること。(第5条第1項)

(ア) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備に係る固定資産の価額を当該特定業務施設用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額で除したものに事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額

(イ) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該新設し、又は増設した軌道のうち特定業務施設用設備に係る軌道の延長キロメートル数を当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数で除したものに事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

(ウ) (ア)及び(イ)の業種以外の業種に係る所得金額又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備に係る従業者の数を当該特定業務施設用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除したものに事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額

- イ アの固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例によること。(第5条第2項)
- (4) 不均一課税の届出

- ア 事業税及び不動産取得税の不均一課税の適用を受ける者は、県税条例第60条第1項、第61条、第67条第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項の規定による事業税又は不動産の取得の申告をする際、当該事業税又は不動産取得税については(1)が適用される旨の届出をしなければならないこと。(第6条第1項)
- イ アにかかわらず、県税条例第80条第1項又は第2項に規定する不動産の取得の申告をすべき期限後に(1)に該当することになった者は、初年又は初年度に係る県税条例第60条第1項又は第67条第1項若しくは第2項に規定する事業税の申告をすべき期限までに(1)が適用される旨の届出をしなければならないこと。(第6条第2項)
- (5) 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号) 及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県 条例第5号)について、この条例との調整規定を追加する等所要の規定の整備を行う こと。(附則第4項及び第5項)
- 3 施行期日

この条例は、公布の目から施行することとした。

- ◆高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(高知県条例第69 号)
- 1 条例制定の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「法」という。)の一部が施行されることを考慮し、同一の県の機関 内で個人番号を含む特定個人情報の授受を行う庁内連携及び他の県の機関への個人番号 を含む特定個人情報の提供が可能となるようにするため、個人番号の利用並びに特定個 人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めることとした。

9 主亜な内穴

- (1) 県の機関は、法に定める基本理念にのっとり、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとすること。(第3条)
- (2) 同一の県の機関内で個人番号を利用することができる事務は、法別表第2の第2 欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとすること。(第4条第1項)
- (3) 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができること。(第4条第2項)
- (4) 県の機関が他の県の機関に対し特定個人情報を提供することができる場合について定めること。(第5条及び別表)
- 3 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

- ◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第70号)
- 1 条例改正の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定は、平成27年12月7日から適用することとした。

- ◆高知県職員倫理条例の一部を改正する条例(高知県条例第71号)
- 1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正により、教育長が特別職とされることに伴い、贈与等の報告をしなければならない管理職員から当該職を削除することとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

- ◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第72号)
- 1 条例改正の目的

過誤納金又は過誤納金以外の還付金の充当に関する事項をその過誤納金等が発生した 各県税事務所長に委任することとするとともに、自動車税以外の税目に係る徴収金についても地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者に払込みをすることができることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

- ◆高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例(高知県条例第73号)
- 1 条例改正の目的

県内において必要な看護師等の確保及び充実を図るため、奨学金の償還を免除する就業施設として県内の訪問看護ステーションを追加するとともに、県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に従事している間は2年間を限度に奨学金の償還を猶予することとし、併せて償還の際に利息を付することができることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◆高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例(高知県条例第74

무)

1 条例改正の目的

県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内指定医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、周産期医療体制の維持が厳しい状況の中で、平成30年末までの看護職員の需給見通しを考慮し、3年間延長するとともに、助産師の就業場所の偏在を解消するため、奨学金の償還の免除要件の算定について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。

- ◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例(高知県条例第75号)
- 1 条例改正の目的

新たな専門医制度を見据え、県として必要な医師の確保を促進するため、専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科を新たに特別指定県内医療機関として指定することとし、医療機関の拡充等による貸付金の償還の免除要件の見直しをするとともに、貸付金の償還の猶予期間の限度を延長することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

- ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第76号)
- 1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部改正に伴い、市に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除することとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

- ◆高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (高知県条例第77号)
- 1 条例改正の目的

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

- ◆高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第78号)
- 1 条例改正の目的

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)の施行により職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)が一部改正されたこと等に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部 を改正する条例(高知県条例第79号)
- 1 条例改正の目的

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部

改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。

- ◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第80号)
- 1 条例改正の目的

警察署再編計画に基づき、高知県南国警察署について高知県香南警察署及び高知県香 美警察署との統合に伴う管轄区域の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

- ◆高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第81号)
- 1 条例改正の目的

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部 改正及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第382号)の施行による風俗営業 等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)の一部改正 を考慮し、特定の風俗営業の営業所への年少者の立入りの制限の緩和、特定遊興飲食店 営業に係る規定の追加及び特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域の指定をす るとともに、同法の引用規定の整理等をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 特定の風俗営業の営業所への午後6時後午後10時前の時間における16歳未満の者の立入りについては、保護者の同伴を求めなければならないこととすること。(第8条)
- (2) 特定遊興飲食店営業に係る規定の追加
- ア 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域を定めること。(第23条)
- イ 特定遊興飲食店営業は、県の全域において、午前5時から午前6時までの時間に おいては、営んではならないこととすること。(第24条)
- ウ 深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に係る数値を定める こと。(第25条)
- エ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定めること。(第26条)
- (3) 特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域を定めること。(第29条)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日

この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。

- ◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第82号)
- 1 条例改正の目的

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部 改正並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第382号)の施行による風俗営 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)及び地方 公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を考慮し、特 定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとす るとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の引用規定の整 理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年6月23日から施行することとした。

- ◆高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例 (高知県条例第83号)
- 1 条例の廃止

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正に伴い、電子署名に係る認証業務の実施主体が地方公共団体から地方公共団体情報システム機構に移行するとともに、当該認証業務に係る電子証明書の発行手数料並びに失効情報及び失効情報ファイルの情報提供手数料に関する規定が削除されること等を考慮し、高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

徐 例

高知県行政不服審査会条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第67号

高知県行政不服審査会条例

(設置等)

- 第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関として高知県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、同条第4項の規定により審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。(組織)
- 第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。 (委員)
- **第3条** 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、 法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

- 第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、 その職務を代理する。

(専門委員)

- 第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解 任されるものとする。

(会議)

- 第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 5 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。 (調査審議の手続の併合又は分離)
- 第7条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定に基づき事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したと きは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。 (庶務)
- 第8条 審査会の庶務は、高知県総務部において処理する。 (##FII)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 (罰則)
- 第10条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円 以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、 知事が招集する。

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第68号

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設した認定事業者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 地方活力向上地域 地域再生法 (平成17年法律第24号。以下「法」という。) 第 5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
 - (2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 地方活力向上地域特定業務施設整備事業 法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。
- (4) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (5) 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画(地方活力向上地域 特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)であって、同条第16 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けたものをいう。

- (6) 認定事業者 法第17条の2第1項各号に掲げる地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施する個人事業者又は法人であって、地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、同条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
- (7) 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 法第17条の2第3項の規定による 知事の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (8) 特定業務施設用設備 特定業務施設の用に供する設備であって、所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。 (不均一課税の税目及び要件)
- 第3条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設した認定事業者であって、次に該当するもの(当該特定業務施設用設備に関し過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)の適用を受ける者を除く。)については、当該特定業務施設用設備に係る事業に対する事業税(法第17条の2第1項第1号に掲げる地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施する者に対して課するものに限る。)並びに当該特定業務施設用設備である家屋及びその敷地である土地の取得(第1号に規定する公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対する不動産取得税を不均一に課税する。
 - (1) 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定地域再生計画が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について法第17条の2第3項の規定による知事の認定を受けた認定事業者(同条第1項第1号に掲げる地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定に基づき当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設用設備を新設し、又は増設して、事業の用に供した者
 - (2) 当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備の取得価額の合計額が3,800万円 (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業 者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第 4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上であった者 (不均一課税の税率)
- **第4条** 前条の規定による事業税及び不動産取得税の不均一課税の税率は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる税率とする。
 - (1) 事業税 特定業務施設用設備を事業の用に供した日(以下この号において「事業開始の日」という。)の属する年(以下「初年」という。)以降3箇年又は当該事業開始の日の属する事業年度(以下「初年度」という。)以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特定業務施設用設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率にあっては、高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号。以下「県税条例」という。)第58条若しくは第65条の5又は付則第13条若しくは第13条の2の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にアから

ウまでに掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる率を乗 じて得た率

- ア 初年又は初年度 2分の1
- イ 初年の翌年又は初年度の翌年度 4分の3
- ウ 初年の翌翌年又は初年度の翌翌年度 8分の7
- (2) 不動産取得税 特定業務施設用設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率にあっては、県税条例第76条又は付則第18条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率(特定業務施設用設備に係る所得金額等の計算方法)
- 第5条 前条第1号の特定業務施設用設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。
 - (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額 当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備に係る固定資産の価額を当該特定業 務施設用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産 の価額で除したものに当該認定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業 年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額
 - (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該新設し、又は増設した軌道のうち特定業務施設用設備に係る軌道の延長キロメートル数を当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数で除したものに当該認定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

- (3) 前2号に掲げる業種以外の業種に係る所得金額又は収入金額
- 当該新設し、又は増設した特定業務施設用設備に係る従業者の数を当該特定業務施設用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除したものに当該認定事業者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額
- 2 前項各号の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(不均一課税の届出)

- 第6条 第3条の規定の適用を受ける者は、県税条例第60条第1項、第61条、第67条第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項の規定による事業税又は不動産の取得の申告をする際、当該事業税又は不動産取得税については第3条の規定が適用される旨の届出を知事にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県税条例第80条第1項又は第2項に規定する不動産の取得の申告をすべき期限後に第3条の規定に該当することになった者(不動産取得税が不均一課税される者に限る。)は、初年又は初年度に係る県税条例第60条第1項又は第67条第1項若しくは第2項に規定する事業税の申告をすべき期限までに第3条の規定が適用される旨の届出を知事にしなければならない。 (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

RKH BII

(施行期日等)

1 この条例は、公布の目から施行する。

2 この条例並びに附則第4項の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除 に関する条例及び附則第5項の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税 の不均一課税に関する条例の規定は、公示日以後に法第17条の2第3項の規定による知 事の認定を受けた認定事業者について適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成27年12月31日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「第10条第6項第4号」とあるのは「第10条第4項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

4 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「該当するもの」を「該当するもの(当該製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備に関し半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)又は高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(平成27年高知県条例第68号)の適用を受ける者を除く。)」に改め、同条第3項中「に限る」を「に限り、当該特定事業施設に関し半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例又は高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の適用を受ける者を除く」に改める。

第4条第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人の場合 当該新設又は増設をした製造事業用設備等に係る固定資産の価額を当該製造事 業用設備等の新設又は増設をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産 の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資 産の価額のうち製造事業用設備等に係る固定資産の価額)で除したものに当該法 人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額を乗じて得 た額

イ アに掲げる法人以外の者の場合

当該新設又は増設をした製造事業用設備等に係る従業者の数を当該製造事業用 設備等の新設又は増設をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で 除したものに当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年 度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

第4条第2項中「従業者の数及び固定資産の価額」を「固定資産の価額及び従業者の数」に、「分割基準」を「分割基準及び所得」に改める。

第5条第1項中「第60条」を「第60条第1項」に、「第67条又は第80条」を「第67条 第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項中「第80 条」を「第80条第1項又は第2項」に、「第60条又は第67条」を「第60条第1項又は第 67条第1項若しくは第2項」に、「同項」を「第3条第1項」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

5 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改 正する。

第3条中「、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)」を「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)又は高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(平成27年高知県条例第68号)の、有線放送業等用設備又は農林水産物等販売業用設備の新設又は増設をした者にあっては同条例」に改める。

第4条第1項第1号中「又は第65条の5の規定にかかわらず、県税条例第58条又は第

65条の5」を「若しくは第65条の5又は付則第13条若しくは第13条の2の規定にかかわらず、これらの規定」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人の場合 当該新設又は増設をした製造事業用設備等に係る固定資産の価額を当該製造事 業用設備等の新設又は増設をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産 の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資 産の価額のうち製造事業用設備等に係る固定資産の価額)で除したものに当該法 人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額を乗じて得 た額

イ アに掲げる法人以外の者の場合

当該新設又は増設をした製造事業用設備等に係る従業者の数を当該製造事業用 設備等の新設又は増設をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で 除したものに当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年 度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

第4条第1項第2号中「第76条」を「第76条又は付則第18条第1項」に、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第2項中「従業者の数及び固定資産の価額」を「固定資産の価額及び従業者の数」に、「分割基準」を「分割基準及び所得」に改める。

第5条第1項中「第60条」を「第60条第1項」に、「第67条又は第80条」を「第67条 第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項中「第80 条」を「第80条第1項又は第2項」に、「第60条又は第67条」を「第60条第1項又は第 67条第1項若しくは第2項」に改める。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第69号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 県の機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 条例等 条例及び規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方 公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)をい う。

(県の責務)

第3条 県の機関は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)

- **第4条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち 県の機関が行うものとする。
- 2 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。 ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用 事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる県の機関が、同表の第3欄に掲げる県の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

RKH FI

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

1 情報照会機関	2 事務	3 情報提供機関	4 特定個人情報
(1) 知事	中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国 残留邦人等立の支援 配偶者の自法律(第30号)に ち年法律第30号)に よる支援給付又は配 偶者支援後金の支給に 関する事務であって 規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学 奨励に関する法律(昭 和29年法律第144号) による特別支援学校へ の就学のため必要な経 費の支弁に関する情報 又は学校保健安全法 (昭和33年法律第56 号)による医療に要す る費用についての援助 に関する情報であって 規則で定めるもの
(2) 知事	生活保護法(昭和25 年法律第144号)に よる保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務であ って規則で定めるも の	教育委員会	特別支援学校への就学 奨励に関する法律によ る特別支援学校への就 学のため必要な経費の 支弁に関する情報又は 学校保健安全法による 医療に関する費用につ いての援助に要する情 報であって規則で定め るもの
(3) 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による災害 共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護法による保護 の実施又は就労自立給 付金の支給に関する情 報であって規則で定め るもの

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第70号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように 改正する。

附則第25項中「(知事にあっては、平成27年12月6日)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定は、平成27年12月7日から適用する。

······

高知県職員倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第71号

高知県職員倫理条例の一部を改正する条例

高知県職員倫理条例(平成11年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同項第3号アを削り、同 号イ中「第4条に定める」を「第4条に規定する」に、「第252条の17」を「第252条の17 第1項」に、「法人等(これらの法人等」を「法人(当該法人」に改め、「別に」を削り、「法人等を」を「法人を」に改め、同号中イをアとし、ウをイとし、エをウとする。 第4条第1項中「公安委員会」を「高知県公安委員会」に、「第56条」を「第56条第1 項」に改める。

第5条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第6条第4号中「職員倫理規則」を「、職員倫理規則」に改める。

第8条第2項中「及び」を「若しくは」に改める。

第9条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「関して、知事に」を「関し、知事に対し」に改め、同条第5項中「補欠の」を「委員が欠けた場合における補欠の」に改め、同条第7項中「知事が」を「知事が別に」に改める。

第10条中「別に」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第2項の規定により任命された教育長については、この条例の施行後においても、この条例による改正前の高知県職員倫理条例の規定を適用する。

.....

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第72号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、還付すべき過誤納金又は過誤納金以外の還付金(当該過誤納金又は過誤納金 以外の還付金に加算すべき還付加算金を含む。以下この項において「過誤納金等」とい う。)がある場合における当該過誤納金等の充当に関する事項については、当該過誤納 金等が発生した県税事務所長に委任する。

第5条第6項中「第1項本文及び第2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条 第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項本文」 を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、知事の権限に属する事項とする。
- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第53条第40項、第63条第3項、第72条の48の2第8項及び第12項、第72条の54第3項、第144条の21第9項並びに第750条第5項(法第752条第6項及び第754条において準用する場合を含む。)並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第24条の3第6項(政令第24条の4第6項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。)の規定による関係都道府県知事に対する通知に関する事項
- (2) 法第58条第4項及び第6項の規定による関係都道府県知事に対する請求及び通知 に関する事項
- (3) 法第59条第1項の規定に基づく総務大臣に対する裁定の申出に関する事項
- (4) 法第59条第6項の規定に基づく裁判所に対する出訴に関する事項
- (5) 法第72条の40及び第72条の50第3項後段の規定に基づく税務官署に対する請求に 関する事項
- (6) 法第72条の48の2第2項及び第6項の規定に基づく関係都道府県知事に対する請求に関する事項
- (7) 法第72条の48の2第7項ただし書の規定による総務大臣に対する指示の請求に関 する事項
- (8) 法第72条の48の2第8項の規定による総務大臣に対する報告に関する事項
- (9) 法第73条の21第4項の規定による関係市町村の長に対する固定資産税の課税標準となるべき価格の決定についての助言に関する事項
- (10) 第8条第3項の規定による課税地の指定に関する事項
- (11) 第28条第1項の規定による災害等による期限の延長に関する事項
- (12) 第33条ただし書及び第72条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項
- (13) 第39条の2第3号エの規定による寄附金の指定に関する事項
- (14) 不申告等に関する過料の決定に関する事項
- (15) 地方消費税に関する事項
- (16) 県が課する固定資産税に関する事項

第23条第1項中「で自動車税以外の税目に係るものにあっては最寄りの指定金融機関、 指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下この項において「指定金融機関等」とい う。)に、自動車税に係るものにあっては指定金融機関等」を「を最寄りの指定金融機

関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関」に改める。

第72条ただし書中「の場合においては」を「に掲げるものについては」に改め、同条第2号中「第21条第2項の」を「第21条第2項に規定する」に改める。

第80条第1項第3号中「、家屋番号」を削り、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に改める。

······

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第73号

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例(昭和37年高知県条例第29号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項第1号中「以下「県内指定医療機関」を「医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)(以下「県内指定医療機関」という。)又は県内の訪問看護ステーション(指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第2条第1項に規定する指定訪問看護ステーション、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)(以下「県内訪問看護ステーション」に改める。

第3条第2項中「奨学金」を「奨学金は、当該奨学金の貸付けを受けている間(奨学金の貸付けを一時停止されている間を含む。)」に改める。

第7条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定により償還しなければならない奨学金には、規則で定めるところにより、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年3.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、県内の医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事している間(次条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている場合において、県内の医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事している間を含む。)(法第12条第3項又は第4項の規定による看護師免許又は准看護師免許の申請手続中に当該県内の医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した間を含す。)は、利息を付さないものとする。
- 4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、関年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、第2号又は第3号の規定に該当する場合において、奨学金の償還を猶予する 期間は、当該医療機関に就業した後2年間を限度とする。

第8条第1号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステー

ション」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 前2号の場合において、当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した日から1年以内に県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事するとき。

第8条第3号を同条第6号とし、同条第2号中「前号」を「第1号から前号まで」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する(法第12条第3項又は第4項の規定による看護師免許又は准看護師免許の申請手続中に当該医療機関において就業し、継続して看護師等の業務に従事する場合を含む。)とき。
- (3) 第1号の場合において、当該県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションに おいて看護師等の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関以外の医療 機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事すると き。
- (4) 前2号の場合において、当該医療機関において看護師等の業務に従事することを やめて、直ちに県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の 業務に継続して従事するとき。

第9条第1項第1号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に、「次号」を「第3号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前条第2号又は第3号」を「前条第5号又は第6号」に、「当該他の」を「、当該他の」に、「又は卒業した後直ちに又は当該」を「若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2号又は第3号の県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する者が、当該医療機関に就業した後2年以内に当該医療機関において看護師等の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事する場合において、当該県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間(同号の県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に継続して従事する者にあっては、当該期間と当該やめた県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事した期間とを通算した期間)が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

第9条第2項中「前項第1号又は第2号」を「前項第1号から第3号まで」に、「県内 指定医療機関」を「県内指定医療機関及び県内訪問看護ステーション」に改める。

第10条第2項中「における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする」を「においては、第7条第4項の規定を準用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に奨学金の貸付けを決定した者であって、同日において新条例第2条第1項第1号に規定する養成施設に在学しているもののうち、当該者からの申出に基づき新条例の規定を適用することとする者にあっては、この条例による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定により貸し付けた奨学金及び同日以後に新条例の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新条例の規定を適用する。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

······

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第74号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例(平成20年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「を含む。」を「を含む。以下この号において同じ。) (高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間にあっては、当該期間に3分の4を乗じて得た期間」に改める

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経渦措置)

2 この条例による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の規定は、この 条例の施行の日以後に養成施設を卒業する者又は奨学金の貸付けを取り消される者の奨 学金の償還について適用し、同日前に養成施設を卒業した者又は奨学金の貸付けを取り 消された者の奨学金の償還については、なお従前の例による。

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第75号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第3号中「の医療機関」を「の医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特別指定県内医療機関 専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科のうち、県内指定医療機関及び特定科目県内医療機関以外のものであって、知事が指定するものをいう。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、償還を猶予する期間は、初期臨床研修を修了した後15年間を限度とする。 第9条第1項第1号オからキまで、同項第2号イ及びエからカまで並びに同項第3号イ 及びウ中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」 に改め、同条第3項を削る。

第10条第1項第1号ア中「又は特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関」に改め、同号ア(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定 科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸 与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未 満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、 5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6 箇月を限度とする。

第10条第1項第1号ア(ウ)中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関」に改め、同号イ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号イ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。

第10条第1項第1号イ(ウ)中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関」に改め、同号ウ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号ウ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。

第10条第1項第1号ウ(ウ)中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関」に改め、同号エ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号エ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

(イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上

4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6 箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては 3年6箇月を限度とする。

第10条第1項第2号ア中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号ア(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第2号イ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目 県内医療機関」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定 科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特別貸付金 を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者 にあっては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第2号ウ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号ウ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第2号エ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号エ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

(イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定 科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科 目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間 は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっ ては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第2号オ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号オ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号オ(イ)を次のように改める。

(イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。

第10条第1項第3号ア(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は特定科目 県内医療機関」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を 取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医 療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、特定 科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。

第10条第1項第3号イ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号イ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年、6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。

第10条第1項第3号ウ中「、特定科目県内医療機関」を「、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改め、同号ウ(ア)中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関 又は特定科目県内医療機関」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。

第10条第2項中「を除く」を「を除く。)又は第2項(知事が特に認める理由による場合に限る」に、「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例の規定(新条例第9条第1項ただし書を除く。)は、施行日以後に受ける特定 科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行 日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定につ いては、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例 (以下この項において「旧条例」という。)第10条第1項第1号ア(ウ)に掲げる期間と 新条例第10条第1項第1号ア(イ)に掲げる期間とを合計した期間、旧条例第10条第1項 第1号イ(ウ)に掲げる期間と新条例第10条第1項第1号イ(イ)に掲げる期間とを合計し た期間、旧条例第10条第1項第1号ウ(ウ)に掲げる期間と新条例第10条第1項第1号ウ (イ)に掲げる期間とを合計した期間及び旧条例第10条第1項第1号エ(ウ)に掲げる期間 と新条例第10条第1項第1号エ(イ)に掲げる期間とを合計した期間は、それぞれ医師養 成奨学貸付金を貸与した期間(医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除

く。)が2年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とするものとする。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第76号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表28の項を次のように改める。

- 28 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- ア 法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの薬局に 関する情報の報告の受理
- イ 法第8条の2第2項の規定による薬局開設者からのアの報告事項の変更の報告の受理
- ウ 法第8条の2第4項の規定に基づくア又はイの報告の内容 の確認のための官公署への情報の提供の求め
- エ 法第68条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は 貸与業者等に対する指導及び助言
- オ 法第68条の23の規定に基づく薬局の管理者に対する記録等 の事務に関する指導及び助言
- カ 法第69条第3項の規定に基づく薬局開設者に対する報告の 徴収又は立入検査等
- キ 法第72条の3の規定に基づくア若しくはイの報告をせず、 又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告 の内容の是正命令

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を ここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第77号

高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第

23号)の一部を次のように改正する。

第11条中「施設長」を「婦人保護施設の施設長」に改め、同条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「有するもの」を「有する者」に、「従事したもの」を「従事した者」に改める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第78号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が 実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例(昭和44年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

(高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例(平成24年 高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第1項ただし書及び第3項」を「第15条の7第1項ただし書及び第3項」に改める。

第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。 第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部 を改正する条例をここに公布する。

······

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第79号

高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部 改正)

第1条 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 (昭和40年高知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表商港区の項8中「第2条第6項第4号に掲げる」を「第2条第6項第4号の」に、「第2条第1項に規定する風俗営業」を「第2条第1項及び第11項に規定する営業」に改め、同表マリーナ港区の項4及び修長原生港区の項4中「第2条第1項及び第

4 項から第11項まで」を「第 2 条第 1 項、第 6 項から第11項まで及び第13項」に改める。

(高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第2条 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年高知県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に改める。 (高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成8年高知県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第2号中「第2条第9項の」を「第2条第9項に規定する」に、「同条第10項の」を「同条第10項に規定する」に改める。

第4条第1号中「の風俗営業(同項第8号」を「に規定する風俗営業(同項第5号」に、「同条第6項の」を「同条第6項に規定する」に、「同条第9項の」を「同条第9項に規定する」に改める。

第5条第1項中「公安委員会に」を「高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に」に改める。

第6条第2項中「第31条の13第1項において」を「第31条の13第1項において読み替えて」に改める。

第12条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

第16条中「第15条」を「前条」に改める。

附則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第80号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

Ι.			
'	高知県香南警察 署	香南市赤岡町	香南市
	高知県南国警察 署	南国市大埇	南国市
	高知県香美警察 署	香美市土 佐山田町	香美市

を

高知県南国警察 南国市大 香南市 香美市

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第81号

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正 する条例

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年高知県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1号中「高知県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)」を「公安委員会規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第4条の見出し中「営業所」を「風俗営業の営業所」に改め、同条第1項第2号中「第1条の5に規定する病院若しくは」を「第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第5条の見出しを「(風俗営業の営業時間の制限等の特例)」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第13条第1項第2号」に、「午前1時まで」を「午前零時以後において」に、「に掲げる」を「に定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に、「定める日及び」を「定める日は次の各号に掲げる日とし、同号に規定する」に、「次に掲げる日及び地域とし、午前零時以後において条例で定める時は午前1時」を「それぞれ当該各号に定める地域」に改め、同項第2号中「次項に掲げる」を「次項に定める」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第1項ただし書に規定する午前零時以後において条例で定める時は、午前1時とする。

第6条第1項の表備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後6時から翌日の午前零時前」に改め、同表備考3中「日出時」を「午前6時」に改め、「。以下同じ」を削る。

第7条第1項第1号中「営業用家屋等(営業の用に供する家屋又は施設をいう。以下この項において同じ。)」を「営業所」に改め、同項第2号中「営業用家屋等」を「営業所」に改め、同項第3号中「営業用家屋等」を「営業所」に、「第31条の2第4項)を「第31条の2第4項ただし書」に改め、同項第4号中「売上げ競争」を「売上競争」に改め、同項第5号中「名義をもってするかを」に改め、同条第2

項中「第2条第1項第7号の営業に係る」を「第2条第1項第4号の営業を営む」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「と博類似行為」を「賭博類似行為」に 改め、同条第3項中「第2条第1項第8号の営業に係る」を「第2条第1項第5号の営業 を営む」に改める。

第8条を次のように改める。

(風俗営業に係る年少者の立入りの制限)

第8条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間 において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者(親権を行う 者、未成年後見人その他の者で、当該者を現に監護するものをいう。第26条第4号にお いて同じ。)の同伴を求めなければならない。

第10条第1号中「に掲げる」を「に定める」に改め、同条第3号中「に掲げる」を「に 定める」に改め、同号ア中「遮へいできる」を「遮蔽することができる」に改め、同号ウ 中「が外部から見えない」を「を外部から見ることができない」に改める。

第11条中「深夜」を「深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)」に改める。

第12条中「に規定する」を「に規定する、第10条に規定する店舗型性風俗特殊営業の禁止地域のうち当該店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として」に改め、同条の表中

法第2条第6項各号の営業(第10条第2 号の営業を除く。)	別表第3に掲げる地域以外の地域
第10条第2号の営業	第10条第2号に掲げる地域以外の地域

法第2条第6項各号の営業(第10条第2 号に掲げる営業を除く。)	別表第3に定める地域以外の地域
第10条第2号に掲げる営業	第10条第2号に掲げる地域以外の地域

に改める。

第13条中「において」を「において読み替えて」に、「に規定する」を「に規定する、 第10条に規定する店舗型性風俗特殊営業の禁止地域のうち無店舗型性風俗特殊営業の広告 又は宣伝を制限すべき地域として」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第14条中「規定により」を「規定により受付所営業について」に改める。

第15条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第17条中「において」を「において読み替えて」に、「に規定する」を「に規定する、第10条に規定する店舗型性風俗特殊営業の禁止地域のうち映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第19条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第21条中「に規定する」を「に規定する、第10条に規定する店舗型性風俗特殊営業の禁止地域のうち店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第22条中「において」を「において読み替えて」に、「に規定する」を「に規定する、

第10条に規定する店舗型性風俗特殊営業の禁止地域のうち無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第25条中「施行について」を「施行に関し」に改め、同条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

(特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域)

第29条 法第38条の4第1項に規定する条例で定める地域は、別表第2に定める地域とする。

第24条中「これを」を「、これを」に改め、同条を第28条とする。

第23条中「において」を「において読み替えて」に改め、同条を第27条とする。 第22条の次に次の4条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第23条 法第31条の23において読み替えて準用する法第4条第2項第2号に規定する条例で定める地域は、別表第2に定める地域のうち、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(深夜においても入所又は入院をさせる施設に限る。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲25メートル又は病院等の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲10メートルの区域内にある地域(別表第1に定める地域を除く。)以外の地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第24条 特定遊興飲食店営業は、県の全域において、午前5時から午前6時までの時間に おいては、これを営んではならない。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

- 第25条 法第31条の23において読み替えて準用する法第15条に規定する条例で定める騒音 に係る数値は、第6条第1項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に定 める深夜に係る数値とする。
- 2 法第31条の23において読み替えて準用する法第15条に規定する条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定游興飲食店営業者の遵守事項)

- 第26条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 第7条第1項第1号及び第3号並びに第2項第1号及び第2号に掲げる行為
- (2) 客の求めない飲食物を提供すること。
- (3) 営業中において、営業所の客室に施錠をし、又はさせること。
- (4) 午後6時後午後10時前の時間において保護者の同伴を求めないで18歳未満の者を 営業所に客として立ち入らせること。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第4条、第23条関係)」に改める。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第5条、第23条、第29条関係)」に改める。

附則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第82号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。 第3条の表1の項中「第7条」を「第8条」に改める。 第2章第1節中第5条の2の次に次の1条を加える。 (特定遊興飲食店営業の許可等に係る手数料)

第5条の3 県は、法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に係る次の表の左欄に掲げる事務について、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

物の分野病について、てもにも同義の石欄に物の分類の子数件を取収する。			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	
1 法第31条の22の規定に基づく特 定遊興飲食店営業の許可の申請に 対する審査 (1) 3月以内の期間を限って営 む場合 ア 法第31条の23において読み 替えて準用する法第4条第3 項の規定が適用される特定遊 興飲食店営業に係る営業所に 係るもの イ その他のもの	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	20,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、12,800円)14,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,000円)	
(2) (1)の場合以外の場合 ア 法第31条の23において読み 替えて準用する法第4条第3 項の規定が適用される特定遊 興飲食店営業に係る営業所に 係るもの イ その他のもの		30,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、22,800円)24,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、16,000円)	
2 法第31条の23において準用する 法第5条第4項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業に係る許可証の 再交付	特定遊興飲食 店営業許可証 再交付手数料	1, 100円	

3 法第31条の23において準用する 法第7条第1項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業の相続に係る承 認の申請に対する審査	特定遊興飲食 店営業相続承 認申請手数料	8,600円 (当該申請を行う者が 同時に他の法第31条の23におい で準用する法第7条第1項の規 定に基づく承認の申請を行う場 合における当該他の同項の規定 に基づく承認の申請に係る審査 にあっては、3,800円)
4 法第31条の23において準用する 法第7条の2第1項の規定に基づ く特定遊興飲食店営業者たる法人 の合併に係る承認の申請に対する 審査	特定遊興飲食 店営業合併承 認申請手数料	11,000円 (当該申請を行う者が 同時に他の法第31条の23におい て準用する法第7条の2第1項 の規定に基づく承認の申請を行 う場合における当該他の同項の 規定に基づく承認の申請に係る 審査にあっては、3,300円)
5 法第31条の23において準用する 法第7条の3第1項の規定に基づ く特定遊興飲食店営業者たる法人 の分割に係る承認の申請に対する 審査	特定遊興飲食 店営業分割承 認申請手数料	11,000円 (当該申請を行う者が 同時に他の法第31条の23におい で準用する法第7条の3第1項 の規定に基づく承認の申請を行 う場合における当該他の同項の 規定に基づく承認の申請に係る 審査にあっては、3,300円)
6 法第31条の23において準用する 法第9条第1項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業に係る営業所の 構造又は設備の変更の承認の申請 に対する審査	特定遊興飲食 店営業所構造 設備変更承認 申請手数料	9,900円
7 法第31条の23において準用する 法第9条第4項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業に係る許可証の 書換え	特定遊興飲食 店営業許可証 書換え手数料	1,400円
8 法第31条の23において準用する 法第10条の2第1項の規定に基づ く特例特定遊興飲食店営業者の認 定の申請に対する審査	特例特定遊興 飲食店営業者 認定申請手数 料	13,000円 (当該申請を行う者が 同時に他の法第31条の23におい で準用する法第10条の2第1項 の規定に基づく認定の申請を行 う場合における当該他の同項の 規定に基づく認定の申請に係る 審査にあっては、1万円)
9 法第31条の23において準用する	特例特定遊興	1,100円

法第10条の2第5項の規定 く特例特定遊興飲食店営業 定証の再交付		
10 法第31条の23において準 法第24条第6項の規定に基 定遊興飲食店営業に係る営 管理者に対する講習	づく特 店営業所管理	講習 1 時間につき650円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年 法律第45号) 附則第2条第1項の規定に基づき同法第2条の規定による改正後の風俗営 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の22の許 可を受けようとする者が申請を行う場合は、この条例による改正後の高知県警察手数料 徴収条例第5条の3の規定の例により手数料を徴収する。

高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を ここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第83号

高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する 条例

高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年高知県 条例第59号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による廃止前の高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する発行手数料(次項において「発行手数料」という。)又は旧条例第3条第1項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日において納付されていないものについては、なお従前の例による。
- 3 旧条例第4条の規定は、同条の規定により市町村が処理することとされていた発行手 数料の徴収及び納付に係る事務(前項の規定によりなお従前の例によることとされるも のを含む。)が存する間は、なおその効力を有する。

~